

地方財政措置の概要

内閣府 政策統括官（防災担当）

クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について

11月16日付事務連絡
参考資料(J-LIS作成)
＜別添2＞

別紙2

12/16修正

・クラウド型被災者支援システムを新たに導入するに当たっては、システム整備費、利用料及びその他費用が必要となります。

費用内訳		【パターンA】 住基データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携する場合 (住民票の写し等のコンビニ交付を併せて実施する場合)	【パターンB】 住基データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携しない場合
1.システム整備に必要な費用(導入経費) (初年度のみ)(※)		8,000千円～15,000千円程度 ・緊急防災・減災事業債の活用が可能(令和7年度まで) (充当率100%、交付税措置率70%) ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る 特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ)	～数百万円程度 ・緊急防災・減災事業債の活用が可能 (令和7年度まで) (充当率100%、交付税措置率70%)
2.整備後に 必要な費用 (※)	(1) クラウド型被災者支援 システム利用料 (毎年)	団体基礎額185千円+団体人口比例額(人口×10円/人)	
	(2) コンビニ交付サービスの 運営負担金 (毎年)	350千円/年～9,880千円/年(団体の規模等による) (町村については初年度は0円) <small>・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ (令和6年度まで))</small>	690千円/年～9,880千円/年
	(3) コンビニ等事業者への 委託手数料 (従量課金制)	罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)、 住民票と印鑑証明書の交付枚数(117円/枚) <small>・後者についてマイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度 導入分のみ(令和6年度まで))</small>	罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)
	(4) その他費用	証明書発行機能等の利用料 (住民票と印鑑証明書のコンビニ交付枚数(180円/枚)) 等	SE支援作業費(CSV作成費用等) ※住基ベンダー等に支払う費用 等

・自治体の費用負担の例

＜前提＞令和4年10月から利用開始をした場合の団体規模別の費用例(2.(3)、2.(4)の費用は含んでおりません。)

【パターンA】

団体規模	令和4年度 ＜ 1 + 2.(1) + 2.(2) ＞	令和5年度～ ＜ 2.(1) + 2.(2) ＞
5千人の町村	12,888千円 (うち特交措置は6,385千円程度)	585千円 (うち特交措置はR6まで175千円程度)
1万人の市	11,228千円 (うち特交措置は5,543千円程度)	2,165千円 (うち特交措置はR6まで940千円程度)
3.5万人の市	11,318千円 (うち特交措置は5,525千円程度)	2,755千円 (うち特交措置はR6まで1,111千円程度)
8.5万人の市	9,903千円 (うち特交措置は4,693千円程度)	3,765千円 (うち特交措置はR6まで1,365千円程度)

【パターンB】

団体規模	令和4年度 ＜ 1 + 2.(1) + 2.(2) ＞	令和5年度～ ＜ 2.(1) + 2.(2) ＞
5千人の町村	463千円+数百万円	925千円
1万人の市	1,253千円+数百万円	2,505千円
3.5万人の市	1,378千円+数百万円	2,755千円
8.5万人の市	1,883千円+数百万円	3,765千円

(※)1、2(1)～(4)について、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金」の活用も可能。
赤字部分は追記箇所。その他地方財政措置についても検討中。
* 団体側で罹災証明書の交付手数料を定め徴収する場合は、117円/枚

費用は見込みです。詳細は「＜別添2＞クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」をご覧ください。

事 務 連 絡
令和3年12月14日

各都道府県防災主管部(局) 長殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(防災デジタル・物資支援担当)
内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(避難生活担当)
内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当)

クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る
緊急防災・減災事業債の活用について

クラウド型被災者支援システムの導入経費及びコンビニ交付関係の経費については、既に特別交付税(1/2)措置が適用されている旨、お知らせしたところです(「クラウド型被災者支援システム整備の推進について(令和3年11月16日付事務連絡)」参照)が、別紙のとおり、導入経費について、緊急防災・減災事業債(充当率100%・交付税措置率70%)が活用できますのでお知らせいたします。

つきましては、貴防災主管部(局)におかれましても、被災者支援業務の充実を図るため、緊急防災・減災事業債をはじめとする財政措置を活用し、貴管内の市区町村における本システムの導入に向けて、本通知を周知していただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・<別紙1> 「防災情報システムに対する地方財政措置(緊急防災・減災事業債等の活用)」
- ・<別紙2> 「<別添2>クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」

問い合わせ先
(クラウド型被災者支援システムに関すること)
地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター研究開発部
電話 03-5214-8002 Mail : rddlg@j-lis.go.jp

(防災業務全般、地方財政措置に関すること)
内閣府政策統括官(防災担当) 付 クラウド型被災者支援システム担当
電話 : 03-3503-2231 Mail : csus-div.a3w@cao.go.jp

緊急防災・減災事業債について

別紙1

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長。
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする。

1. 対象事業 【地方単独事業((6)を除く)】

(下線部分が令和3年8月拡充部分)

<p>(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 (※1)については、公共的団体への補助金債を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団拠点施設等 ○防災資機材等備蓄施設 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段(※1) ○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設(浸水対策のための施設整備(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)を含む)(※1) ○指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、非接触対応設備、発熱者専用室等) ○災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設(災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等) ○救急隊員等の使用する消防本部等における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資材・資機材用備蓄倉庫等) ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材 	<p>(3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転 ○施設の大宗が洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要な消防署の移転 <p>(4) 消防広域化事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備 <p>(5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 <p>〔消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象〕</p>
<p>(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化 ○全国瞬時警報システム(Jアラート)に係る情報伝達手段の多重化 ○防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○都道府県と管内全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムの整備等 ○災害時オペレーションシステム <p style="text-align: right;">クラウド型被災者支援システムが該当</p>	<p>(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※2)の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業</p> <p>(※2) 防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金</p>

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100% (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度 令和3年度～令和7年度(延長前:平成29年度から令和2年度)

4. 事業費 5,000億円(令和3年度)

防災情報システムに対する地方財政措置

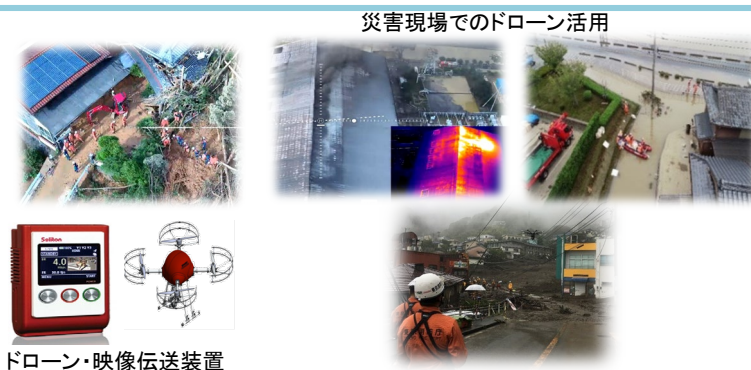
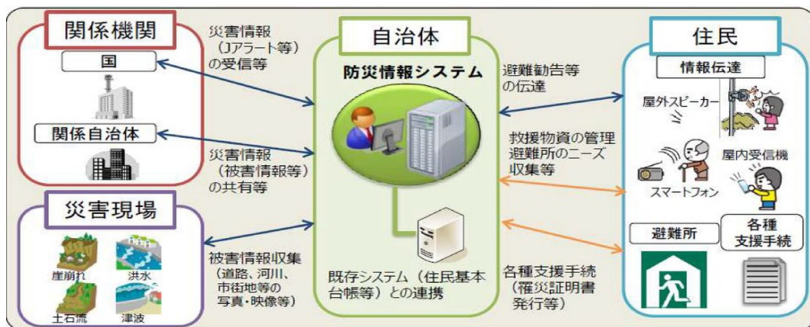
対象事業

○【防災情報システムの新設、更新】

- ①河川水位情報やドローンからの映像等を関係機関や避難所に送り、警報等呼びかけるシステム
- ②被災者関連機能(被災者台帳管理等)、避難所関連機能(避難所のニーズ把握等)、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム
- ③災害情報伝達手段への一斉送信システム
- ④携帯電話網等を活用した情報伝達システム

○【既存の防災情報システムの改修(機能強化)】 サーバーの設置等と一体的に行うソフトウェアの追加に要する経費

【事業イメージ】



※対象事業、留意事項についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置(地方債(充当率・交付税措置)、特別交付税措置)

→ クラウド型被災者支援システムが該当

○【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債(令和7年度までの時限措置)

充当率 100%



○【更新】防災対策事業債

充当率 75%



○【非適債事業(個別端末整備、庁舎側設備のソフト改修等)】特別交付税 措置率0.7(令和7年度までの時限措置)



※特別交付税措置は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象